

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第6部門第3区分  
【発行日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【公開番号】特開2008-97218(P2008-97218A)  
【公開日】平成20年4月24日(2008.4.24)  
【年通号数】公開・登録公報2008-016  
【出願番号】特願2006-276795(P2006-276795)  
【国際特許分類】

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 13/00 6 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月2日(2008.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受信した電子メールの着信報知を制御する携帯端末であって、前記携帯端末は、電子メールを受信する受信部と、少なくとも、前記携帯端末で受信した電子メールの送信者と受信時刻とを記録する電子メール記録部と、同一の送信者から受信した電子メールについて、その受信間隔に基づいて着信報知を行うか否かを判定する着信報知判定部と、前記判定の結果、着信報知を行うことを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を送出する着信制御指示部と、を有することを特徴とする携帯端末。

【請求項2】

前記着信報知判定部は、新たに受信した電子メールの送信者から送信された、一つ前に受信した電子メールの受信時刻を前記電子メール記録部から抽出し、前記新たに受信した電子メールの受信時刻と前記一つ前に受信した電子メールの受信時刻とを比較することによって受信間隔を算出し、更に、前記新たに受信した電子メールにおける文字数と、前記一つ前に受信した電子メールにおける文字数とに基づく所定時間と、前記算出した受信間隔とを比較し、それが所定時間内であれば着信報知を行わないと判定し、所定時間外であれば着信報知を行うと判定する、ことを特徴とする請求項1に記載の携帯端末。

【請求項3】

受信した電子メールの着信報知を制御する携帯端末であって、前記携帯端末は、電子メールを受信する受信部と、電子メールを送信する送信部と、少なくとも、前記携帯端末で受信した電子メールの送信者と受信時刻と、前記携帯端末で送信した電子メールの送信先と送信時刻とを記録する電子メール記録部と、送信先に送信した電子メールと、その送信先から受信した電子メールとの送受信間隔に基

づいて着信報知を行うか否かを判定する着信報知判定部と、  
前記判定の結果、着信報知を行うことを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を送出する着信制御指示部と、  
を有することを特徴とする携帯端末。

【請求項 4】

前記着信報知判定部は、  
新たに受信した電子メールの送信者と同一の電子メールアドレスを有する送信先に送信したもっとも新しい電子メールの送信時刻を前記電子メール記録部から抽出し、前記新たに受信した電子メールの受信時刻と前記送信した電子メールの送信時刻とを比較することによって送受信間隔を算出し、更に、前記新たに受信した電子メールにおける文字数と、前記送信した電子メールにおける文字数とに基づく所定時間と、前記算出した送受信間隔とを比較し、それが所定時間内であれば着信報知を行わないと判定し、所定時間外であれば着信報知を行うと判定する、  
ことを特徴とする請求項 3 に記載の携帯端末。

【請求項 5】

ユーザ端末と相手先端末との間で送受信される電子メールの処理を行い、前記ユーザ端末で、受信する電子メールの着信報知を行わせるか否かを判定する電子メールサーバであって、  
前記電子メールサーバは、  
前記相手先端末からユーザ端末に送信される電子メールを受信するサーバ側受信部と、  
前記サーバ側受信部で受信した電子メールを前記ユーザ端末に送信するサーバ側送信部と、  
少なくとも、前記電子メールサーバで受信した電子メールの送信者と前記電子メールサーバにおける受信時刻とを記録するサーバ側電子メール記録部と、  
同一の送信者から受信した電子メールについて、その受信間隔に基づいて、前記ユーザ端末において着信報知を行わせるか否かを判定するサーバ側着信報知判定部と、  
前記判定の結果、着信報知を行わせることを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を前記ユーザ端末に送信するサーバ側着信制御指示部と、  
を有することを特徴とする電子メールサーバ。

【請求項 6】

前記サーバ側着信報知判定部は、  
前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信され、前記サーバ側受信部で新たに受信した電子メールについて、前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信された一つ前の電子メールの前記電子メールサーバにおける受信時刻を前記サーバ側電子メール記録部から抽出し、前記新たに受信した電子メールの前記電子メールサーバにおける受信時刻と前記抽出した受信時刻とを比較することによって受信間隔を算出し、更に、前記新たに受信した電子メールにおける文字数と、前記一つ前の電子メールにおける文字数とに基づく所定時間と、前記算出した受信間隔とを比較し、それが所定時間内であれば着信報知を行わないと判定し、所定時間外であれば着信報知を行うと判定する、  
ことを特徴とする請求項 5 に記載の電子メールサーバ。

【請求項 7】

ユーザ端末と相手先端末との間で送受信される電子メールの処理を行い、前記ユーザ端末で、受信する電子メールの着信報知を行わせるか否かを判定する電子メールサーバであって、  
前記電子メールサーバは、  
前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信される電子メール、前記相手先端末からユーザ端末に送信される電子メールを受信するサーバ側受信部と、  
前記サーバ側受信部で受信した電子メールをその送信先に送信するサーバ側送信部と、  
少なくとも、前記電子メールサーバで受信した電子メールの送信者と送信先と前記電子メールサーバにおける受信時刻とを記録するサーバ側電子メール記録部と、

前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信した電子メールと、前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信した電子メールとの返信間隔に基づいて着信報知を行うか否かを判定するサーバ側着信報知判定部と、  
前記判定の結果、着信報知を行わせることを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を前記ユーザ端末に送信するサーバ側着信制御指示部と、  
を有することを特徴とする電子メールサーバ。

【請求項 8】

ユーザ端末と相手先端末との間で送受信される電子メールの処理を行い、前記ユーザ端末で、受信する電子メールの着信報知を行わせるか否かを判定する電子メールサーバであって、

前記電子メールサーバは、

前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信される電子メール、前記相手先端末からユーザ端末に送信される電子メールを受信するサーバ側受信部と、

前記サーバ側受信部で受信した電子メールをその送信先に送信するサーバ側送信部と、

少なくとも、前記電子メールサーバが送信した電子メールの送信者と送信先と前記電子メールサーバにおける送信時刻と、前記電子メールサーバで受信した電子メールの送信者と送信先と前記電子メールサーバにおける受信時刻と、を記録するサーバ側電子メール記録部と、

前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信した電子メールと、前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信した電子メールとの返信間隔に基づいて着信報知を行うか否かを判定するサーバ側着信報知判定部と、

前記判定の結果、着信報知を行わせることを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を前記ユーザ端末に送信するサーバ側着信制御指示部と、  
を有することを特徴とする電子メールサーバ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項 2 の発明において、前記着信報知判定部は、新たに受信した電子メールの送信者から送信された、一つ前に受信した電子メールの受信時刻を前記電子メール記録部から抽出し、前記新たに受信した電子メールの受信時刻と前記一つ前に受信した電子メールの受信時刻とを比較することによって受信間隔を算出し、更に、前記新たに受信した電子メールにおける文字数と、前記一つ前に受信した電子メールにおける文字数とに基づく所定時間と、前記算出した受信間隔とを比較し、それが所定時間内であれば着信報知を行わないと判定し、所定時間外であれば着信報知を行うと判定する、携帯端末である。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0014】

請求項3の発明は、受信した電子メールの着信報知を制御する携帯端末であって、前記携帯端末は、電子メールを受信する受信部と、電子メールを送信する送信部と、少なくとも、前記携帯端末で受信した電子メールの送信者と受信時刻と、前記携帯端末で送信した電子メールの送信先と送信時刻とを記録する電子メール記録部と、送信先に送信した電子メールと、その送信先から受信した電子メールとの送受信間隔に基づいて着信報知を行うか否かを判定する着信報知判定部と、前記判定の結果、着信報知を行うことを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を送出する着信制御指示部と、を有する携帯端末である。

## 【手続補正6】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0016

## 【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正7】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0017

## 【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正8】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0018

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0018】

請求項4の発明において、前記着信報知判定部は、新たに受信した電子メールの送信者と同一の電子メールアドレスを有する送信先に送信したもっとも新しい電子メールの送信時刻を前記電子メール記録部から抽出し、前記新たに受信した電子メールの受信時刻と前記送信した電子メールの送信時刻とを比較することによって送受信間隔を算出し、更に、前記新たに受信した電子メールにおける文字数と、前記送信した電子メールにおける文字数とに基づく所定時間と、前記算出した送受信間隔とを比較し、それが所定時間内であれば着信報知を行わないと判定し、所定時間外であれば着信報知を行うと判定する、携帯端末である。

## 【手続補正9】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0020

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0020】

請求項5の発明は、ユーザ端末と相手先端末との間で送受信される電子メールの処理を行い、前記ユーザ端末で、受信する電子メールの着信報知を行わせるか否かを判定する電子メールサーバであって、前記電子メールサーバは、前記相手先端末からユーザ端末に送信される電子メールを受信するサーバ側受信部と、前記サーバ側受信部で受信した電子メールを前記ユーザ端末に送信するサーバ側送信部と、少なくとも、前記電子メールサーバで受信した電子メールの送信者と前記電子メールサーバにおける受信時刻とを記録するサーバ側電子メール記録部と、同一の送信者から受信した電子メールについて、その受信間隔に基づいて、前記ユーザ端末において着信報知を行わせるか否かを判定するサーバ側着信報知判定部と、前記判定の結果、着信報知を行わせることを判定した場合に、所定の着

情報知を行う指示を前記ユーザ端末に送信するサーバ側着信制御指示部と、を有する電子メールサーバである。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

請求項6の発明において、前記サーバ側着信報知判定部は、前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信され、前記サーバ側受信部で新たに受信した電子メールについて、前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信された一つ前の電子メールの前記電子メールサーバにおける受信時刻を前記サーバ側電子メール記録部から抽出し、前記新たに受信した電子メールの前記電子メールサーバにおける受信時刻と前記抽出した受信時刻とを比較することによって受信間隔を算出し、更に、前記新たに受信した電子メールにおける文字数と、前記一つ前の電子メールにおける文字数とに基づく所定時間と、前記算出した受信間隔とを比較し、それが所定時間内であれば着信報知を行わないと判定し、所定時間外であれば着信報知を行うと判定する、電子メールサーバである。

【手続補正 13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

本発明によって、上述の請求項2の携帯端末における処理を電子メールサーバで行うことが可能となる。上述の着信報知の判定を行う場合に、所定時間を一律とせず、電子メールサーバで受信した電子メールの文字数に応じて当該所定時間を変動させ、その文字数に対応した所定時間を用いて判定を行うと良い。これによって、長文の電子メールを受信した場合にはその所定時間も長くなるので、所定時間が一律に設定されている場合よりも、より細かい着信報知の判定処理が可能となる。

【手続補正 14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

請求項7の発明は、ユーザ端末と相手先端末との間で送受信される電子メールの処理を行い、前記ユーザ端末で、受信する電子メールの着信報知を行わせるか否かを判定する電子メールサーバであって、前記電子メールサーバは、前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信される電子メール、前記相手先端末からユーザ端末に送信される電子メールを受信

するサーバ側受信部と、前記サーバ側受信部で受信した電子メールをその送信先に送信するサーバ側送信部と、少なくとも、前記電子メールサーバで受信した電子メールの送信者と送信先と前記電子メールサーバにおける受信時刻とを記録するサーバ側電子メール記録部と、前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信した電子メールと、前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信した電子メールとの返信間隔に基づいて着信報知を行うか否かを判定するサーバ側着信報知判定部と、前記判定の結果、着信報知を行わせることを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を前記ユーザ端末に送信するサーバ側着信制御指示部と、を有する電子メールサーバである。

【手続補正 15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

本発明によって、上述の請求項3の携帯端末における処理を電子メールサーバで行うことが可能となる。これによって、所持者が送信した電子メールに対する返信の電子メールを電子メールサーバで受信した間隔、つまり返信間隔に基づいて、電子メールサーバにおいて新たな電子メールを受信した場合の着信報知を行わせるか否かの制御が可能となる。これによって、頻りに電子メールを受信する場合にはその着信報知を行わない制御が可能となり、所持者の煩わしさを解消できる。特に、相手先端末が携帯電話機などの携帯端末の場合には、PUSH型の電子メールサーバとなるので、本発明は特に有効である。なお、本発明における返信間隔とは、電子メールサーバにおいて、携帯端末の所持者が相手先端末に送信した電子メールを電子メールサーバで受信した時刻から、当該電子メールを受信した相手先端末が当該所持者に対して送信した返信の電子メールを電子メールサーバで受信した時刻までの間隔をいう。

【手続補正 16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【 0 0 3 2 】

請求項 8 の発明は、ユーザ端末と相手先端末との間で送受信される電子メールの処理を行い、前記ユーザ端末で、受信する電子メールの着信報知を行わせるか否かを判定する電子メールサーバであって、前記電子メールサーバは、前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信される電子メール、前記相手先端末からユーザ端末に送信される電子メールを受信するサーバ側受信部と、前記サーバ側受信部で受信した電子メールをその送信先に送信するサーバ側送信部と、少なくとも、前記電子メールサーバが送信した電子メールの送信者と送信先と前記電子メールサーバにおける送信時刻と、前記電子メールサーバで受信した電子メールの送信者と送信先と前記電子メールサーバにおける受信時刻と、を記録するサーバ側電子メール記録部と、前記ユーザ端末から前記相手先端末に送信した電子メールと、前記相手先端末から前記ユーザ端末に送信した電子メールとの返信間隔に基づいて着信報知を行うか否かを判定するサーバ側着信報知判定部と、前記判定の結果、着信報知を行わせることを判定した場合に、所定の着信報知を行う指示を前記ユーザ端末に送信するサーバ側着信制御指示部と、を有する電子メールサーバである。

## 【 手 続 補 正 2 1 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 3 3

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

## 【 0 0 3 3 】

本発明によって、上述の請求項 3 の携帯端末における処理を電子メールサーバで行うことが可能となる。これによって、所持者が送信した電子メールに対する返信の電子メールを電子メールサーバで受信した間隔、つまり返信間隔に基づいて、電子メールサーバにおいて新たな電子メールを受信した場合の着信報知を行わせるか否かの制御が可能となる。これによって、頻りに電子メールを受信する場合にはその着信報知を行わない制御が可能となり、所持者の煩わしさを解消できる。特に、相手先端末がパーソナルコンピュータなどの場合には、PULL型の電子メールサーバとなるので、本発明は特に有効である。なお、本発明における返信間隔とは、電子メールサーバにおいて、携帯端末の所持者が相手先端末に送信した電子メールを、電子メールサーバが相手先端末に送信した時刻から、当該電子メールを受信した相手先端末が当該所持者に対して送信した返信の電子メールを電子メールサーバで受信した時刻までの間隔をいう。

## 【 手 続 補 正 2 2 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 3 4

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

## 【 手 続 補 正 2 3 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 3 5

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

## 【 手 続 補 正 2 4 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 3 6

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

## 【 手 続 補 正 2 5 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 3 7

【 補 正 方 法 】 削 除

【補正の内容】